

ポスティング制度の法的検証

— プロ野球選手契約の拘束力と海外移籍規制 —

川 井 圭 司

1 はじめに

時あたかも野茂英雄選手が Major League Baseball (以下、MLB) を目指してアメリカに渡った一九九四年、MLB では史上最大の労使紛争に直面し、その対応に追われていた。その後、アメリカ・プロ野球の経営は大きく様変わりをするようになる。長期のストライキによってファンを失望させた MLB はその後のリーグマネジメントの改善により収益を大幅に上昇させ、今やアメリカ国内に赤字球団の存在しない健全経営のリーグを作りあげたのであった。¹⁾ その間、日本プロ野球組織 (Nippon Professional Baseball, 以下NPB) ではイチロー、松井秀喜選手ら球界を代表する選手がアメリカに渡り、また二〇〇四年にオリックス・ブルーウェーブと近鉄バファローズの球団合併を巡る労使紛争が日本プロ野球史上はじめてのストライキに突入するという事態へと激化した。²⁾ これを機に、球団経営の限界と球界の根深い

構造問題が露呈されることになる。しかし、これを球界改革の好機と捉え、各球団において様々な経営努力が試行され始めたこともまた事実である。^③

一方、MLBへの移籍を求める選手が年々増加し、NPBのタレント流出は今や球界最大の懸念材料となっている。MLBにとって、日本人選手の獲得はチーム補強に加え、日本企業のスポンサー獲得等、日本市場の開拓という経営戦略上、重要な意義を持ち、同時にMLBに大きな直接的利潤をもたらしている。^④そして今後、更に国際的に人材獲得競争が拡大し、新たな市場獲得戦略が展開されていくことは誰の目からも明らかである。

ちなみに、先日、スポーツ専門チャンネルのESPNが日本ハム・ファイターズのダルビッシュ有選手を取り上げ、同選手がポスティングにかけられた場合、その入札額は七、五〇〇万ドル(約八三億円)に上るとの試算を披露し、全米の野球ファンを仰天させた。^⑤まことにNPB選手のMLBにおける市場価値の上昇には目を見張るものがある。

他方で、選手年俸の日米格差はますます拡大する傾向にある。^⑥MLB選手(各チーム二五人)の平均年俸は三一五万ドル(約三億五〇〇万円)。これに対して、NPBの出場選手登録(二八人以下)の平均年俸は六九二七万円。ちなみに二軍を含むNPB支配下選手(七四二人)の平均年俸は三六三二万円である。この数字からして一軍選手の年俸格差は五倍に達する。もちろん同じ実力の選手がMLBでは四倍の年俸を受けとれるという意味ではないが、この格差は選手をMLB移籍に駆り立てる一つの要因になっていることは間違いない。

加えて「ワールドシリーズ」と名づけられたMLBの優勝決定戦は名実ともに、世界最高峰に位置付けられ、アメリカ国内はもちろん、アジアや南米における注目度もきわめて高い。周知の通り、アジア、南米の国々が参加するWBCが二〇〇六年に初めて開催され、日本チームがその頂点に立ったものの、やはりMLBの地位は揺るぎそうにない。このような潮流の中にあつて、MLBへの移籍を日本人選手が夢の舞台として目指すことはごく自然なことであり、その

一方で、タレントの流出に対して、何らかの歯止め（規制）を求めるNPBの立場もまた十分に理解できる。こうしたMLBへの移籍規制を法的観点から如何に捉えるべきか、本論で検証をしていきたい。

2 保留制度

まず、本論において中心のかつ基礎的な論点となる我が国球界の保留制度なるものの仕組みを明らかにしておく。その保留制度とは、選手的意思にかかわらず、球団が、その一方的な意思に基づいて選手を保有することを許される制度をいう。パシフィックリーグおよびセントラルリーグに所属する一二球団による合意である日本プロフェッショナル野球協約（以下、野球協約とする）に当該制度に関する規定が置かれている。この野球協約は球界の憲法とも呼ばれ、日本プロ野球の運営に関する規則あるいは選手の労働条件について規定している。ただし、これは選手会との合意である労働協約（労働組合法一四条）ではない。あくまでも使用者側であるNPB一二球団における合意である。

一方、アメリカのMLBでは、選手の労働条件に影響するあらゆる制度が、選手会との団体交渉に基づく合意によって設定され、労働協約（Collective Bargaining Agreement = CBA、以下、特にMLBの労働協約をCBAとする）としての効力を有している。そして、この一連の過程はアメリカ労働法（NLRA）による規制を受けている。

さて、日本のNPBでは保留制度について先に述べた野球協約に次のような規定がおかれている。すなわち「保留球団は、全保留選手名簿に記載される契約保留選手、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手にたいし、保留権を持つ」。加えて、保留制度により各球団は七〇名までの選手を自己の保有選手として保留権を主張できる。球団が保留権を持つ全選手は、「外国のいかなるプロフェッショナル野球組織の球団をも含め、他の球団と選手契約にかんす

る交渉を行ない、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、全ての野球活動をすることは禁止される」。

以上の保留権は、選手契約の存在に必ずしも連動していないことに留意する必要がある。というのは、以下にみる通り、契約関係が終了した後も引き続き保留権が及ぶことになっているからである。

選手契約の期間は原則として一年であり（給与は二月から十一月までの期間に対して支払われる）、各シーズン終了後に次年度の年俸等について合意に達すれば契約が更新される。他方、たとえ選手が契約更新を拒否したとしても、翌シーズンについては球団側の一方的意思に基づいて契約関係を更新することができる。⁸⁾ この場合、年俸等の条件が合意に至るまで、報酬は前年度の年俸の二五%とし、日ごとに計算される。こうした球団の一方的意思に基づく契約関係は、当該翌シーズンを経た後、消滅するが、球団は引き続き当該選手に対する保留権を主張できるのである。⁹⁾ そして契約関係が終了しても引き続き保留権という形で就業活動を拘束されるのは、引退を表明した場合、あるいは不正行為等により選手が球界から追放された場合などあらゆる場合を含んでいる。

例えば二〇〇八年のシーズン終了後の交渉において次シーズンの契約条件が合わないなど、何らかの理由で契約の更新を選手側が拒否したとしても二〇〇九年のシーズンについては球団が一方的に選手契約を更新することができる。さらに二〇〇九年シーズン終了後の翌年一月九日になると当該選手は資格停止選手というカテゴリに移され、この間、収入を得ることはできない。また当該選手が任意引退、資格停止、失格のいずれのカテゴリに位置づけられるにせよ、七〇名の保留選手名簿に記載されている限り、球団側の保留権が維持され、外国のチームへの移籍はもちろん、交渉すら許されないことになっている。¹⁰⁾

3 FA（フリー・エージェント）制度

FAとは、「日本プロフェッショナル野球組織：が定める資格条件を満たした選手のうち、いずれの球団とも選手契約を締結できる権利を有する選手をいう」¹¹⁾。要するに一定の条件をクリアし、球団の保留権による拘束を解かれた選手のことである。

我が国では、一九九三年にこのFA制度が初めて導入され、選手の自由意思に基づく移籍が容認された。当初、FA資格獲得には、一五〇日間の一軍登録を一〇シーズン経過することが要件とされていた。その後、一九九八年に稼働期間が九シーズン、二〇〇四年のシーズンオフに登録日数が一四五日にそれぞれ緩和された。さらに二〇〇八年には、稼働期間について高卒新人選手が八シーズン、その他の大卒、社会人選手は七シーズンに緩和された。

ただし、FA資格獲得後も、以下のように報酬および補償に関して一定の制限が課せられている。¹²⁾

まず第一に、移籍直前のシーズンにおける統一選手契約書所定の参稼年俸額を超えることはできない。ただし、特別の事情があることをコミッショナーが認めた場合には、例外が認められることになっている。

第二に、移籍補償制度があり、移籍先球団が元球団に対して金銭あるいは選手を補償として提供しなければならない。旧制度では、①前年度の年俸の八〇%の補償金に加え、移籍先球団が指定する三〇人以上から選手を獲得できることになっていた。また、移籍元の球団が選手補償を求めない場合には、前年度の年俸の一二〇%が補償額とされていた。¹³⁾これについては、二〇〇八年以降、補償金については移籍選手の旧年俸額の順位に応じた基礎算定値（〇から〇・八の範囲）を乗じる仕組みが導入され、補償制度による制限的效果が緩和された。¹⁴⁾

もっとも以上はNPB内の移籍に対する制限であって、FA資格を得た選手が海外移籍を求める場合には、該当しな

い。これらの制限はNPBにおける戦力均衡維持および年俸高騰による弱小球団の財政的逼迫を回避することを目的とする、あくまでもNPBの一二球団間での合意にすぎないからである。

4 M L B 移籍を巡る紛争と経緯

(1) 野茂選手の移籍

経緯の概要 一九九四年、近鉄バファローズの投手、野茂英雄選手が引退を表明した上で、メジャー移籍を宣言し日本国内に物議をかもした。¹⁵ その際、野茂選手はプロ野球協約五九条「任意引退選手」等に基づき、任意引退選手になれば何ら制限なくMLBへの移籍が可能であると主張したのであった。これがきっかけとなりNPB球団の保留権が海外移籍については必ずしも球団にとって効果的に機能しないという問題が露呈した。その「任意引退」とは引退後もNPB元球団の保有権が及び、球界復帰の際にはNPB元球団への復帰に限定されるという趣旨の規定であった。すなわち、選手が自ら引退を求める場合、これに対する自由を与えるものの、球界へ復帰する場合には元所属球団に限定する。こうして、引退を装った他チームへの移籍を不可能にし、保留制度の効果を徹底するための規定であった。ただ当時、この規定は海外移籍を想定したものではなかったため、野茂選手によるMLB移籍の試みが、保留制度に一石を投じ、保留権の効力およびその意義について再考を促した。

もともと、当時「日米間選手契約に関する協定（一九六七年調印）」が存在しており、互いの選手市場を侵害しない旨の合意が日米で交わされていた。¹⁶ 一般論としてはこの協定の存在ゆえに、対米関係において日本球団の保留権が脅かされることはないと考えられていたと思われる。同協定には、「日本のコミッショナーの回答により、もしその選手の

身分が日本のいずれかの球団に所属しているか契約を保留されているのであれば、アメリカの球団は日本の球団と交渉する」(筆者傍線) 旨の規定が存在していたからである。¹⁷⁾

任意引退選手と保留権 ところが結果的に近鉄は野茂選手を放出せざるをえなくなった。その主因は保留期間と任意引退を巡るプロ野球協約(一九八四年度版)の規定にあった。

プロ野球協約五九条(任意引退選手)

「選手が参稼期間中または保留期間中、選手契約の解除を申し出で、球団がこれを承認する場合、あるいは選手が契約の存在または更新を希望しないと見做される場合、球団は七八条の復帰条件を付して選手契約を解除することができる。この場合その選手は所属連盟会長によって任意引退選手として公示される。

任意引退選手は引退当時の所属球団の要求に基づいて、所属連盟会長が前項の公示を抹消したときには自由契約選手となる。」(筆者傍線)

プロ野球協約六八条(保留の効力)

「保留の効力は、前二条の手続き(六〇名の保留選手名簿提出と公示)が完了したときに発生し、第七四条(保留期間の終了)に規定する保留期間の終了するときまで継続する。

保留選手は他の球団と選手契約にかんする交渉を行い、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、すべての野球活動をすることは禁止される。」(筆者傍線)

プロ野球協約七四条(保留期間の終了) ※一九七三年九月一四日改正

「保留が保留選手名簿公示の年度の翌々年一月九日まで継続されたとき保留期間が終了し、その保留選手は任意引退選手となる。また、保留期間中保留選手が任意引退選手となった場合、および球団が保留権を喪失、あるいは放棄した場合、保留期間は終了する。」
(筆者傍線)

以上のように、契約の更新を望まない選手は最終的に任意引退選手とされ「保留期間は終了」する、と明記されていた。これにより、任意引退選手となった野茂選手が海外でプレーするについて、引き続き保留権を主張する根拠を球団側が失うことになったのである。

厳密には、任意引退選手として保留権による拘束を解かれる場合、以下の二種類のうちいずれかの経過を辿ることになる。まず①選手側が選手契約の解約を求め球団側がこれを承認した場合には任意引退選手となって保留期間が終了する。あるいは②選手が球団との契約を拒否しつづけ、他方、球団側が選手名簿に記載を続けた、つまり保留権を行使し続けた場合には、野球協約七四条により、そのままの地位で一年間のシーズンを終了し、年明けの一月九日に任意引退選手となり保留期間が終了する。こうして任意引退選手となり保留期間が終了した時点で球団側が一方的に契約更新する権利を失う。

もつとも、任意引退選手として保留対象外選手となった後、当該選手が球界復帰を求める場合には直近の球団の保留権が及ぶ⁽⁸⁾。問題は、任意引退選手が日本球界から離れて外国のチームでプレーする場合であった。当時の野球協約は、球団が保留権を主張する根拠を欠いていた。これは、おそらく当時、NPB側がそのような事態を想定していなかったためと考えられる。

MLBの立場

実は、その一方の当事者MLBでは、任意引退選手についても保留権を主張できることになってい

た。というのは、選手がF A資格を獲得しない限り、(つまり任意引退 (voluntarily retired) 選手についても) 保留権が及ぶことがM L B三〇球団と選手会との合意である労働協約において明記されており、加えて日米選手契約に関する協定にも、保留選手が解雇されるか、あるいはF A資格を有さない限り、日本球団はアメリカ球団に無断で選手を獲得することはできない、と明記されていたからである。この取り扱いは現在も変更されていない。⁽¹⁹⁾ただし、任意引退選手に対する保留権がM L B外の移籍に及ぶことについて選手側が合意したわけではなく、あくまでも日米の両リーグ間で協定を締結し、保留選手の引き抜きをしない旨の合意をしているに過ぎない。とはいうものの、こうした制限に対してM L Bの選手が不満の声を上げた(その違法性を争った)という事実は確認できない。⁽²⁰⁾それは現役メジャーリーガーとしての活躍を囑望される選手がその地位を捨てて日本球界への移籍を求めるといふ状況がそもそも発生しないため、実質を欠く条項であり、現実的な紛争を生むことはなかったからであろう。仮に今後、N P Bが世界の野球市場を席巻し、M L B現役選手によるN P Bへの移籍が普遍化するような事態が起これば、選手側からこの規定の見直しが迫られることも考えられる。

もっとも、反トラスト訴訟による救済は排除されるというシナリオも予想される。⁽²¹⁾なぜなら、前述の通り、M L BのC B Aは労使の合意であり、六シーズンにわたる保留期間についても選手会が団体交渉において合意して、いや、むしろ自ら望んで設定した制限に他ならないからである。事実、当時、M L B選手会を率いたマビン・ミラー氏は六年という保留期間の存在により、移籍可能な選手の人数を一定の範囲で制限することで選手側の交渉力を高める戦略にでたのであった。⁽²²⁾こうしたF A制度導入の経緯は、日本のそれと大きく異なっている。⁽²³⁾ただ、C B Aには当該保留権が海外移籍の場合について及ぶか否かの明確な合意がない。したがって、現状ではM L BとN P Bとの二者間で締結された日米選手契約に関する協定によって移籍の機会を奪われていることになる。

ところで、野茂選手の移籍に際してMLB事務局がNPBに野茂選手の身分の回答を求めたところ、金井事務局長が「日本の任意引退選手が現役に復帰したければ、日本国内を選ぶ場合は、元のチームとしか契約できない。言い換えれば、アメリカのチームとなら契約できる」という内容のファックスを送った（金井・マレー書簡）。この書簡が実務上、野茂選手の移籍を決定的にしたとされる²⁴⁾。

こうして、日米協定は歪な形となった。というのは、MLB球団は任意引退選手を含め、FA以外のあらゆる選手を対象にその保留権を主張しえたのに対して、NPB球団はFA選手に加え、任意引退選手についても、MLBに対して選手の保留権を主張することができなかったからである。両リーグがそれぞれ排他的に選手の保留権を確保するはずであったこの協定は、その目的とは裏腹に、NPB選手による出奔の抜け穴として機能することになったのであった。²⁵⁾

その後、NPBは日米間選手契約に関する協定の解釈変更を行い、NPBの任意引退選手についても、アメリカでのそれと同様の位置づけにするとの立場を取った。すなわち、任意引退選手も「契約を保留されているもの」に含めるとの脚注を一九九六年に付け加えた。さらに、一九九八年一月改正のプロ野球協約では次のような規定に変更された。

「保留球団は、全保留選手名簿に記載される契約保留選手、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手にたいし、保留権を持つ。…外国のいかなるプロフェッショナル野球組織の球団を含め、他の球団と選手契約にかんする交渉を行い、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、全ての野球活動をすることは禁止される」（六八条）。
こうして選手契約が解除され、もはや当事者に契約関係が存在しない場合であっても、NPBの保留権が及ぶこととなり（この保留権拡張の法的効力については後述する）、野茂選手が決じ開けた移籍の窓口はNPBの意向により封鎖されることとなった。ただし、こうしたNPBの手続きが選手はもとよりMLBに対しても予め打診することなく進められたため、後にMLBとの摩擦を生むことになる。

(2) 伊良部選手の移籍

一九九五年、球団との間に軋轢を深めた伊良部秀輝選手はF A資格取得まで二年を残していたものの、M L Bへの移籍を求めた。これに対し、所属先であったロッテがトレードによるM L Bへの移籍を検討することとして、調整に入った。当時、ロッテはサンディエゴ・パドレスとの間に業務提携を結んでいたため、両球団の合意によりM L Bへの移籍が実現されようとしていた。つまり、ロッテの保留権を前提としたうえで、金銭トレードの形でM L Bへ移籍させる手続きが予定されていた。ところが、伊良部選手があくまでもニューヨーク・ヤンキースへの移籍を求めたため、かかるトレードが暗礁に乗り上げたのであった。しかも伊良部選手は任意引退という「伝家の宝刀」を抜く構えを見せて、口ッテに対して強気な姿勢を崩すことなく、ごり押しともいえる主張を実現させた。⁽²⁶⁾

実はM L B側の対応も伊良部選手の要求実現への追い風となった。というのも、一九九七年初旬、M L Bが、N P B選手に対する排他的交渉権は選手の同意なくM L Bのチームに移譲することは今後認められない旨の宣言をしたのであった。これを受けたパドレスは伊良部選手の要求を受け入れ、金銭およびマイナーリーグの選手を対価とするヤンキースとのトレードに合意した。⁽²⁷⁾このようにM L BがN P B選手の選択を尊重するとした背景にはM L B選手会の突き上げがあったといわれている。M L B選手会事務局長のドナルド・ファー氏はM L Bが伊良部選手の獲得についてパドレスに排他的交渉権を持つとすることはC B Aに違反すると主張し、C B Aに基づく苦情処理手続きへの申し立てを検討すると宣言していた。これに対してM L B側は日本人選手の扱いはC B Aの適用範囲にはなく選手会の主張は妥当しない、と反論していたのであるが、結局、伊良部選手による訴訟提起とM L B選手会による後押しを懸念したM L Bが折れる形となつて決着をみた。⁽²⁸⁾

この一連の騒動がMLB側に、当時の日米間協定の見直しが急務との認識をもたらすことになった。

(3) ソリアーノ選手の移籍

従来型の日米間協定の廃止を決定にしたのがアルフォンソ・ソリアーノ選手のMLB移籍を巡る紛争であった。一九九八年広島カープが保留するドミニカ共和国の野球アカデミー出身のソリアーノ選手が年俸調停の結果を拒否し、任意引退選手となった後、MLBへの移籍を実行に移した。

NPBは野茂選手の移籍後、日米間協定に脚注をつける形で任意引退選手にも保留権が及ぶとする変更を行ったことは先に述べた通りである。これにより広島はソリアーノ選手に対する保留権を主張できると考えていた。しかし、NPBによる変更がMLBへの打診なく行われていたことに不快感を持っていたMLBコミッショナーは、ソリアーノ選手は日本球団の拘束を受けない自由契約選手であるとの宣言をしたとされる⁽²⁸⁾。その後、ニューヨーク・ヤンキースが三億〇万ドル(約三億六、〇〇〇万円)でソリアーノ選手との契約を成立させた⁽²⁹⁾。

この一件ではもちろん、広島カープ球団とソリアーノ選手、あるいはニューヨーク・ヤンキースとの法的紛争も想定された⁽³¹⁾。しかし、MLB側には、NPBの保留制度による拘束は少なくとも法的強制力のない(imenforceable)ものであるとの目算があった⁽³²⁾。それは、日本球界の選手に対する拘束は、一方的であるうえに、制限の度合いが不当であると考えられたこと、および広島との選手契約締結当時、ソリアーノ選手は未成年であったことによる。

(4) 「一九六七年日米間選手契約に関する協定」の終焉

一九六七年以来、日米間で維持されてきた従来型の協定について、一部のMLB球団からの反発が強まっていた。

というのも、当該協定に基づいて一部のMLB球団がNPB球団との間に業務提携を結び、これをもとにNPB選手の移籍を実現させるという実務が定着しつつあったからである。単純に見て（NPBの一二球団に対して）三〇球団のMLBでは半数を超える球団がNPB選手獲得の機会から事実上排除されることになっていった。そのうえ、NPB選手に對して、いずれかのMLBチームが排他的に交渉権を得るといふ従来型の仕組み自体がMLB労働協約に違反する恐れがあり、加えて反トラスト法に違反するとの見方もあった。⁽³³⁾

他方、NPB側は野茂選手のケース以降、続いて伊良部選手、そしてソリアーノ選手の一連の移籍騒動に翻弄される形となり、NPB選手による無秩序な渡米に對して警戒と懸念を強めていた。こうしてMLB側およびNPB側の思惑が一致し、現行のポストティング制度が導入され、従来型の協定は廃止されることになった。興味深い点は、当該制度の発案はNPBではなく、MLB側からもたらされ、しかもNPBによる修正もほとんどなかったという点である。⁽³⁴⁾

4 ポスティング制度の概要

FA資格を持たない選手がMLBへの移籍を実現するには以下のポストティング制度によることとされる。FA資格の獲得を待たずにMLBへの移籍を希望する選手を保有する球団は、日本プロ野球のコミッショナー（日本・コミッショナー）を通して、MLBコミッショナー（アメリカ・コミッショナー）にその選手が契約可能であることを通知し、これを受けてアメリカ・コミッショナーがMLB全球団にその旨の告知をする。この手続きがポストティングと呼ばれる。そして、この告知から四業務日以内に、対象者の受け入れに興味を持つチームは、選手との個別交渉成立時に移籍補償金としてNPB球団に支払う金額をアメリカ・コミッショナーに提示する形で入札を行う。その際の最高入札額がアメ

リカ・コミッションによりNPB球団に通知され、NPB球団がその金額を受諾する場合には、当該MLB球団は当該移籍希望選手との三〇日間の独占交渉権を獲得する。当該希望選手との交渉が成立した場合に、NPB球団にその最高入札額が支払われる。

NPB球団は、最高入札額の通知を受けた後、ポスティングを撤回することもできる。こうしてNPB球団はポスティングにより当該選手のMLBでの市場価値を見極めてから同選手の放出の是非を判断することができる。また放出を決めたとしても選手とMLB球団との個別交渉が成立しない場合には当該ポスティング移籍は成立せず、この場合、NPB球団は入札額を手にすることができない。⁽³⁵⁾

つまり、ポスティング制度のもとで、NPB球団はその保留する選手について、MLBでの市場価格（入札金）を確認し、十分な補償を確保できると球団が判断した場合に、選手とMLB球団との個別交渉の成立を要件として当該選手の保留権を放棄する。そして、その代償として入札金を手にすることになる。この手続きを民法（四二〇条違約金）によつて敷衍すれば次のようになる。すなわち、保留期間中の移籍は、選手契約の債務不履行と捉え、損害賠償については入札を通じて確定させるものを予定額と解する。そして、債権者たる球団は債務者たる選手から直接この賠償額を受けるのではなく、移籍先のMLB球団から第三者弁済として賠償額を受け取るという法律構成が採られていると解することになる。このような構成を採れば、入札金が移籍補償金としてNPB球団に支払われるという理屈はむしろ妥当ということになろう。問題は、選手契約の期間と保留期間が必ずしも相関しないことである。この点は後で検討する。

なお、ポスティング制度とFA制度との決定的な違いは、移籍可能時期の早晚のほか、移籍補償金の有無にある。この移籍補償は事務的あるいは経営的判断に大きく影響する。仮に松坂選手がFA制度によつてMLB移籍を果たしていたのであれば西武は六〇億円という補償金（最高入札金）を手にすることはなかったのであるし、またNPB内の別チ

ームに移籍していたとしても旧年俸の一・二倍の補償にとどまっていた。こうしてみると、ポストイニングは傑出した選手を保有する球団に、当該選手を海外に放出させる強い経済的誘引を与えることにもなる。このような誘引が今後、球団主導によるMLBへの移籍を加速させることになる可能性も十分にあり、その意味では球界全体にとっての懸念材料となろう。

なお、MLBの保留選手がアメリカから日本のNPBに移籍する場合には従来通り、球団間の合意に基づくトレードによるものとされている³⁶⁾。

5 ポスティング制度の問題点

さて、ポストイニング制度は一九九六年に導入され、イチロー選手がポストイニングによる移籍の嚆矢となったが、全米でにわかには注目を集めたのは、むしろ二〇〇七年、松坂大輔選手の移籍に際してであった。ボストン・レッドソックスが六〇億円（五一―一千万ドル）のポストイニング金額を提示し、全米の野球ファンを騒然とさせた。実のところ、この時に初めてポストイニング制度の存在を知ったアメリカの野球ファンも多かった。日本の野球ファンの間では自国産の「松坂」選手が本場アメリカで高い評価を受けたことに加え、六〇億円という大金が日本へもたらされたことについて大いに歓迎する向きもあったように思われる。また、選手にとっても九シーズンを待たずにMLBへの移籍が可能となる点において、実益をもたらしている。

しかし、その一方で、選手個人の生み出す市場価値が入札金として、NPB球団に支払われることについて疑問の声も聞かれる³⁷⁾。松坂選手を例にとれば、ポストイニング入札額の六〇億円と六年契約の六一億円を合わせた一二一億円が本

来の松坂選手に対する評価額であり、そのうち半分もの金額(六〇億円)が松坂選手本人ではなく、入札金として西武球団に支払われた。このような処理が果たして妥当か、というものである。³⁸⁾

他方、アメリカでもポスティング制度について次のような批判がある。

第一に、NPB所属選手の獲得競争の公平性と現行制度の矛盾についてである。

前述の通り、ポスティング入札金は課徴金制度(Competitive Balance Tax)の対象とはならない。課徴金制度とは一九九五年以降、MLBにおいて導入された制度であり、戦力均衡維持の実現を目的とする制度の一つである。選手人件費総額に対する上限が定められており、それを超えた球団は一定の割合で金銭をリーグにより課徴され、リーグの事業成長基金(Industry Growth Fund)や選手福利厚生(Benefit plan)としてプールされる(CBA Article XXIII H)。こうして人件費の総額を一定以下に抑制するインセンティブが球団に働き、その結果、財力の格差による球団戦力の均衡を維持する仕組みになっている。ところが、入札金についてはこの課徴金の対象としないこととされているため、ポスティング制度を通じて日本人選手を獲得する場合、FAによる獲得と異なり、財力のあるチームが絶対的に有利になる。このことは、実際にポスティングでNPB所属選手を獲得したチームが、財力の面でも強豪ぞろいであることからも頷ける。このように財力のある球団が優位に立つポスティング制度は選手獲得競争に一定の課徴金をかけることで戦力均衡維持の実現を目指すMLBの現行FA制度との間に矛盾を生み出している。³⁹⁾

第二は、ライバル球団が当該選手を獲得しようとした時、これを不当に阻止しようという制度上の欠陥である。

例えば、落札した米国球団が日本の選手との個別契約に失敗した場合、日本球団への入札金の支払いを含め、一切の金銭的負担を強いられないため、選手獲得を目的としない入札を可能にする面がある。このように意図的な個別交渉の不成立を前提とすれば、支払能力にかかわらず高額の入札が可能となり、結果的に当該選手の獲得を希望する他球団を

妨害することができることになる。なお、この点について、コミッショナーのバド・セリグ氏が日米間協定において与えられた権限に基づいて、そうした運用面での制度の悪用を監視すると明言した⁽⁴⁾。ただ、同コミッショナーのリーダースhipによるコントロールが及ぶとしても、ライバル球団の選手獲得を阻止するという不当な動機の介入を完全に排除できない制度であるという点で、いまだ改善の余地が残る。

第三に、日本球団が多額の入札金を獲得することの不合理性についてである。

NPB選手側から見た問題についてはすでに触れたが、他方、MLBの選手側から見ても高額の入札金は望ましいとはいえない。なぜなら、球団利益の一部が海外の球団に流れるということは、現役選手の人件費に充てられるはずであった財源の一部を失うことを意味するからである。この点に関しては、NFL（アメリカンフットボール）型のサラリー・キャップ制度のように、リーグの総収益の一定割合（人件費）を選手間で分配する形が実現されれば、ポストイング制度による入札金の行方が今後ますます批判的にクローズアップされることになろう。なぜなら、こうしたサラリー・キャップ制度のもとでは、総収益が人件費の増減に直結するため、MLBの資金の流れについて選手が、よりセンシティブになるからである。

第四に、ポストイング制度の前提となるNPBの保留制度の違法性の問題である。

そもそもポストイング制度とはNPBと有効な契約を締結している選手の獲得を目的とする手続きである。少なくともMLB側はそのように考えている⁽⁴⁾。言い換えると、最低九シーズンについてNPBが当該選手の保留についての法的拘束力を有することを前提にしており、ポストイング入札額はあくまでも、契約の解約あるいは保留権の放棄に対する対価、つまり金銭補償である（日米間選手契約に関する協定九条 一九九八年）。ゆえにNPBの長期間にわたる移籍制限が法的に支持されないものであるならば、MLB球団がNPBの選手の補償として日本球団に金銭を支払う根拠が

揺らぐ、というわけである。⁽⁴⁾

もつとも、こうした法的効力の議論を超えて、もつぱら双方の実利という点からポスティング制度が導入されたという側面もある。おそらく、日本人選手の乱獲というマイナス・イメージをMLBが日本の野球市場に与えないという政治的あるいは経営的目論見もあつたと想像される。国内移籍について移籍金の発生を前提としてきたNPBにおいては、移籍金を求める権利を当然とする向きがあるが、この点については、あくまでも法的に容認され、拘束力を持つ契約のみが、その不履行、あるいは一方的解約に対する補償の対象となるという法律上の原則に立ち返った認識が求められる。

その意味で日本側から見れば、保留制度の法的拘束力を確保することがポスティング制度の基礎を固めることになるのであり、この点を度ろにしておく、今後さらなる混乱の素因を内包することになる。

6 ポスティング制度の法的検証

(1) リーグ内移籍制限とその合理性

概して、プロスポーツリーグにおける移籍制限の法的評価としては、独占禁止法および契約法によるアプローチが可能であると考えられる。前者は球団間のカルテルにより選手市場の競争を減退させること、つまり、当該制限により選手の自由な交渉や取引が制限され、人為的に選手の市場価値が抑制されることについての法的評価の問題である。これに対して、後者は「職業選択の自由」の要請とのかかわりにおいて、退職後の労働者の自由な就業活動の制限に対する法的評価の問題である。

これらは、いずれの理論構成によっても、制限の「合理性」あるいは「正当性」が最大の争点となる。では、合理性（正当性）の判断において、どのような要素を考慮すべきであろうか。

制限の合理性判断においては、プロ野球事業の特質を正確に認識する必要がある。その特質として挙げられるのは、①プロ野球事業の生産物たる試合（ゲーム）は競争相手となる球団との共同で生み出されること、②試合による収入は競争相手となった球団の人氣にも大きく影響されること、③球団間の戦力の均衡に支えられる共存共栄が前提であること、などである。⁴³

こうした特質を念頭に置いて独占禁止法あるいは契約法における合理性を判断する場合、総じて次のような要素が考慮されることになろう。⁴⁴ すなわち、①戦力の均衡維持、②リーグ全体の発展、③安定的なチーム編成を可能にする人的資産の確保、④選手育成費用の補償、などである。

なかでも戦力均衡維持は閉鎖型リーグ経営の基幹ともいわれる。⁴⁵ NPB内で無秩序に選手の引き抜きが行われればチーム間で著しく戦力の均衡を失い、常勝チームとその逆のチームが生まれ、ファンの関心と興味を低減させ、引いてはリーグ運営を著しく阻害することになるからである。⁴⁶

（２）リーグ外移籍制限とその合理性

先に見たリーグ内移籍制限に対しては、戦力均衡維持を中心とする事業運営上の正当目的が認められ、一定の制限については合理性ありとして、法的効力を認めることが、むしろ妥当といえる。他方、リーグ外移籍制限については、チーム間の戦力均衡維持という正当目的を主張することはできない。これを敷衍すれば、憲法二二条一項の要請をうけて就業活動の自由を大幅に認めようとする我が国の法理論において、リーグ外移籍に対する制限は人材の囲い込みにほか

ならず、これを正当化することは極めて困難であるといわざるを得ない。他方、文化保護政策的観点からこれを見た場合、外国人選手の参入規制を正当化できるとしても、やはり、NPB選手の流出を一方的に制限することはできないというべきであろう。こうしてみると当該制限に法的効力を与える要件は、選手側の真の合意の存在のほかにはないといえる⁴⁷⁾。

(3) 雇用関係法の角度からの検証

① 競業禁止特約としての効力

プロ野球選手は労働組合法上の労働者とされている。その一方で、労働基準法上は労働者として扱われていない実情がある⁴⁸⁾。この点を考慮してもなお、プロ野球の移籍制限について、専門労働者による退職後の競業禁止特約の効力を巡る労働法上の論点として議論する意義は大きい。労使関係法上の労働者性が肯定される以上、労働法の趣旨に合致した法解釈が求められるからである。以下、労基法を中心とする雇用関係法理の観点から移籍制限の法的論点を整理し、その問題点を浮き彫りにしたい⁴⁹⁾。

一般に被用者は、契約期間中、使用者の利益を（著しく）害する競業行為をしない義務を負う。ただし、契約終了後は原則として、そのような義務を負うことはなく、職業選択の自由の要請により自由な就業活動が保障される。言い換えれば、元使用者はこのような活動に伴う不利益を甘受すべきものとされる。そして、仮にこの自由を制限する契約（特約）を締結していたとしてもこれは公序良俗（民法九〇条）に反し無効となる。つまり、法的効力を容認されない。ただし、当該制限によって確保される使用者の利益と、これによって被る労働者の不利益とを比較衡量したうえで、当該制限に合理性ないし正当性が認められる場合には、例外的に法的効力が肯定される。換言すれば、契約期間中の競業避

止義務を超えて、契約終了後も、なお就業制限を課す場合、営業秘密の確保等、使用者の正当な利益に照らして、必要最低限の制限のみが合理性ありとしてその法的効力を認められる^①。また合理性の判断においては代償措置の有無も重要な要素となる。

ところで、選手に支払われる多額の契約金はあくまで九シーズンにわたるプレーを見込んだものであり、言い換えれば、契約金が長期拘束の代償措置として機能するという説明もそれなりに説得力を有する。また選手育成に投資した費用を回収するためにリーグ外移籍を規制する必要があるとの主張もあろう。しかし、(育成)費用回収のために九年間及以上拘束を正当化できるか、については疑問であるといわざるを得ない。さらに、多額の契約金を賃金の前払いと捉え、これを回収するという発想は、それ自身が、個別的労働法の観点から強制労働につながる前払い賃金として規制されるべきものである(労基法五条)。仮に、プロスポーツ事業において、費用回収という発想が正当化されるとしても、選手は、その契約金の部分的返済をもって拘束から解放されるのが原則という理解が妥当であろう。

② 長期契約としての効力

雇用関係法において、使用者が労働者の労務提供を一定期間確保したい場合には、期間の定めのある契約によることが予定されている(労基法一四条)。かかる契約において、使用者はその間、当該労働者の雇用を保障し、他方、当該労働者の退職による就業活動を制限する効果を持つ。

ところで、民法では「雇用」契約の解除について、期間の定めのある場合には、「やむを得ない事由」を必要とする一方で、期間の定めのない場合は「いつでも契約の解除をすることができる」として労使双方に大幅な自由を与えている(民法六二八条)。つまり、民法は有期契約については、その期間、労使双方に解除の自由を制限し、他方、期間の

定めをしない場合は、解除の自由を大幅に認めることを前提としてきた。

ところが、一九五〇年以降の労働判例において、期間の定めのない雇用（労働）契約についても、使用者が労働者を解雇する場合には「正当な理由」を必要とする解雇権濫用法理が形成されてきた。つまり期間の定めのない契約について解除権を広く認めた民法の前提は判例法により労働者を保護する形に修正されるに至ったのである。こうした経緯の中で、労働者側からすれば特に有期契約によって雇用保障を得るといふ実益に乏しい面があった。また当該法理が法制化された現在もその状況に変わりはない。⁽⁵²⁾

とはいえ、解雇の「正当な理由」と「やむを得ない事由」にはやはり違いがある。⁽⁵³⁾すなわち「やむを得ない事由」の方が契約解除の規制が強いと解される。なお、こうした有期契約の期間については労使自治に委ねられているわけではなく、労基法一四条によって一定の規制を受けている。具体的には、専門労働者の有期雇用については五年を最長とし、これを超える契約は無効となる。この規制は労働者側の退職あるいは就業活動の自由に対する配慮によるものである。

ところで、NPBやJリーグのように通常一年契約が締結される場合、当該契約はその期間の満了をもって当然に終了するものであり、これは解雇でも契約解除でもない。そして、両当事者の合意に基づいて契約を更新する場合は契約関係が継続し、一方当事者がこれを望まない場合には契約関係が終了する。これが雇用契約法理の原則である。

これに対して球団側の事由に基づく契約解除が一年契約の期間中であれば、これは期間途中の解除に該当する。こうしたケースでは、予定されていた年俸のうち未払いとなった額が選手に支払われることになろう。この処理は債務不履行に基づく損害賠償であるといえる。

この点、複数年契約は、その期間の雇用保障を得るといふ意味で選手側にメリットをもたらし、逆に球団側は選手の労務提供を確保することができる。こうした相互性が専門労働者を対象とする有期雇用の特徴といえる。⁽⁵⁴⁾

このような観点からNPBの選手契約を見た場合、球団は一方で選手に一年間の雇用保障を与えるのみで、他方、九
年間にわたる就業を事実上、確保する仕組みになっており、その点で相互性を欠いている。こうした片務性は契約法上、
法的効力を否定する要因の一つになりえる。加えて、独占禁止法の観点からは、球団間の合意による一方的拘束として、
その違法性が問題になるのである。

(4) 法的効力が容認される場合のポイントとその意味

では、いかなる移籍制限に対して法的効力を容認すべきであろうか。

まず、対等な交渉に基づいて選手の真正なる合意を得た制限は、それが労使以外の第三者に競争制限的影響を及ぼさ
ない限り、もはや独占禁止法上の違法性を惹起させないというべきである。⁽⁵⁴⁾ 加えて、その合意に法的効力を付与して差
し支えないと思われる。⁽⁵⁵⁾ もっとも、元労働者による競業を巡るケースでは職業選択の自由に対する制限であることに鑑
み、たとえ当該労働者の合意があつてもなお、制限の合理性が司法審査の対象になるとされてきた。ただ、これらは労
働者の個別合意、あるいは就業規則に基づく制限を巡るケースであつたため、制限の合理性を審査することで労使間の
交渉力の不平等の補完・克服を図る必要があつたことに留意する必要がある。⁽⁵⁶⁾ つまり、対等な交渉を前提とする労働協
約については、こうした議論は直ちには該当しないとみるべきであろう。実質的対等な交渉によって合意された競業制
限については、労使自治の原則に立ち返り、特段の事情がない限り効力を認める解釈が妥当である。⁽⁵⁷⁾

プロスポーツ事業における、より実質的な問題は、必ずしも選手側の合意が得られない場合の扱いである。私見では、
こうした制限については、当該制限の目的の正当性、選手にもたらす不利益の程度、そして労使交渉の経緯等を総合的
に斟酌、考慮して、当該制限の合理性が判断されるべきであり、なかでも労使交渉の経緯を十分にその判断に反映させ

るべきであると考えている。

(5) 制限の合理性と労使関係

次に、これまでにプロ野球の労使間で構築されてきた団体交渉関係あるいは交渉の経緯をいかに評価するかが問題となる。例えば、仮に団体交渉が十分に機能し、両者の誠実な交渉において選手の移籍制限が決定されるのであれば、もはや裁判所の介入による救済の意義は減退し、場合によっては司法介入の可能性自体が否定されるという議論も生じよう。こうした発想は、アメリカで一九八〇年代から選手市場の制限を巡って活発に議論されてきた Non-statutory Labor Exemption (判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法理) と共通する。後に詳述するが、アメリカでは選手市場の制限については、労使関係において解決可能な限り、つまり選手会が組合としての認証を受けている限り、反トラスト法の適用を除外するという Non-statutory Labor Exemption が一九九六年の Brown 最高裁判決によって確立するに至っている。

しかし、我が国では、労働組合の存在のみをもって選手市場の制限に対する独占禁止法の適用を否定し、あるいは私法上の効力を直ちに肯定するという解釈をとるべきではない。というのは、アメリカ型の排他的代表制度を採用していない我が国においては、団体交渉関係の有無が明確でなく、組合の存否のみを団交関係に連動させて論じるには無理があるからである。加えて、我が国では、労働組合の合意により締結された労働協約についても特定労働者の利益を著しく害する場合には、なお、労働協約の効力を一部否定するという処理が定着している点にも留意しなければならない⁴¹。したがって、労働組合の存在という形式ではなく、団交経緯等の実質を合理性判断要素の一つとするという処理が妥当しよう。

顧みて、移籍制限は賃金に大きく影響することから労働条件の一つであることに異論はないと思われる。したがって、当該制限はいわゆる義務的団体交渉事項に該当し、団体交渉による解決に期待が寄せられる。そして、この団体交渉における経緯は制限の合理性判断にあたり、極めて重要な要素になる。なぜなら、当事者のみに影響する制限的取引慣行は、その当事者の対等な交渉によって内容を確定させることが適切といえるからである。こうした対等交渉を前提とした労使自治への司法介入は大幅に制限されよう。その意味では選手会が労働組合として進歩・発展を遂げ、その地位を強化すればするほど、独占禁止法あるいは契約法理上の制限の違法性（不合理性）を主張しうる立場を失うという、いかに逆説的な現象が生じることになる。⁽⁶²⁾

(6) 合理性が認められる制限の効力

では移籍制限の法的効力が容認される場合、仮に選手がその制限に違反して他のリーグに移籍する場合には球団はどのような救済を求めることができるのであろうか。具体的かつ現実的救済としては損害賠償と差止請求をあげることができる。もつとも差止めについては、職業選択の自由に対する直接的な制約となる点に鑑み、「競争行為により使用者が営業上の利益を現に侵害され、又は侵害される具体的なおそれがあることを要し、右の要件を備えているときに限」るとされる。⁽⁶³⁾

この点、アメリカでは、契約違反によるプロスポーツ選手の移籍に対して消極的インジャンクション（日本における差止めに該当）を積極的に認める向きがある。⁽⁶⁴⁾その根拠として、損害賠償額の算定が困難であること、かつ金銭補償をもって代替選手の獲得が不可能である点が指摘されている。また、こうした処理は必ずしもスター選手に限定されるわけではなく、各メジャーリーグの選手全般が対象にあると考えられている。というのも、選手の能力がいかにユニー

クであり、代替性の低いものであるかを契約に明記したうえで、保留制度に違反する移籍についてはインジャンクションによって救済されるとの合意をあらかじめ労使で交わすという実務が定着しているからである。⁶⁶

今後、我が国においても、スポーツ事業の特殊性、選手契約の特質に鑑み、契約に違反する移籍について差止請求を認めるといふ議論も生じてこよう。スポーツ法において検討を要する論点の一つである。

(7) アメリカにおける議論

近年、アメリカにおいて日米間選手契約に関する協定の違法性を指摘する見解が見受けられる。当該議論は、仮にアメリカで日本人選手が日米選手地位協定の違法性を主張し、反トラスト訴訟を提起した場合、どのような結果が生じるかという大変興味深いものである。

アメリカ四大プロリーグのうち、NFL、NHL、NBAの三リーグでは、各選手会が反トラスト訴訟によって制限的取引慣行を廃止に追いやってきた経緯があり、それらはまさに反トラスト訴訟の歴史といえる。これに対して、MLBでは一九二二年のFederal Baseball連邦最高裁判決が、野球は州際通商⁶⁶に該当しないとし、反トラスト法の適用を除外して以降、長年にわたって反トラスト法の射程外とされてきた。そのMLBにおいても一九九八年のCurt Flood Actにより、ようやく反トラスト法による救済を選手が求めることが可能であるとされた。こうして一九二二年以来、約七〇年の時を経て、MLB選手会は反トラスト法上、他の三大リーグと同じ地位を得るに至ったのであった。しかし、一九九六年にNFLのケースで下されたBrown連邦最高裁判決の影響を受けて、Curt Flood Actは事実上、留保された状況にある。というのも、連邦最高裁は、NFL選手会が労働組合としての地位を維持する限り、団体交渉による解決を優先するという政策的観点から反トラスト法による救済を否定すべきであるとし、反トラスト訴訟を事実上封印したか

らである。こうした考え方は、Non-statutory Labor Exemption（判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法理）と呼ばれ、選手市場の制限への反トラスト法の介入を否定する理論として確立するに至っている。⁽⁶⁷⁾

では、ポストティング制度については如何に考えるべきであろうか。ポストティング制度は団体交渉関係にあるMLB選手会とリーグ・球団の当事者以外の第三者であるNPB選手に反競争的效果が及ぶため、Non-statutory Labor Exemption（判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法理）の対象に該当しないという理解もありえよう。しかし、NFLのドラフト制度を巡って争われた年のClaret事件（二〇〇四年）において、連邦控訴裁判所は、いまだ労使交渉の当事者になり得ない大学生選手の訴えをNon-statutory Labor Exemptionによって退けている⁽⁶⁸⁾。つまり、制限的取引慣行により不利益を受ける者が潜在的な選手会メンバーといえる場合には、選手会がその者の利益を代表して、制限の内容を交渉すべきであり、ここへの反トラスト法の介入を否定するという趣旨の判断を下したのであった。

こうしてみると、ポストティング制度についても潜在的なMLB選手といえるNPB選手への不利益に対する救済を求めるものであるという点で、NPB選手にもClaret判決と同様の結論がもたらされる可能性が高い。ただ、ポストティング制度は、労働協約に規定されているドラフト制度とは異なり、日本のプロ野球選手会も、MLB選手会もまったくその決定過程に関与していない。この点についてはBrown事件連邦最高裁判決等の先例から具体的指針を得ることができないため、今後の議論、判例の展開を待たなければならぬ⁽⁶⁹⁾。

他方、労働法上の手続きについても再検討する必要がある。日米間選手契約に関する協定はNPBとMLB間で締結されたものであり、そこにMLB選手会は一切関与していない。本来、日米選手契約に関する協定はMLBとMLB選手間において義務的団交事項と言いつるのか否かが労働法上の救済を求める際に、もつとも重要なポイントとなる。この点、MLBからNPBへ移籍するMLB選手については義務的団交事項に該当するとしても、逆にMLBへ移籍して

くるNPB選手の労働条件がMLB労使間の義務的団交事項に該当するかという複雑な議論を伴うことになる。⁷⁰⁾

もつとも同協定が義務的団交事項に該当するとされる場合、NPB選手は労働条件にかかわる義務的団交事項についての一方的変更に当たるとしてNLRAに基づく不当労働行為の申立てが可能となろう。当該協定は労働組合の正式な関与なく交渉されたものであるため、団交拒否として不当労働行為が成立しうる。また、手続きの簡易性および迅速性の観点から、苦情処理手続きによって、現行CBAで禁止されている一方的変更に該当すると申立てをすることが最も効率的かつ現実的であるとの指摘もある。⁷¹⁾

ただし、現実的にはMLB選手会が国外からのMLBへの移籍の自由に強い関心を持っているわけではない。このことはMLB現役選手の利益確保を主眼とする選手会にとつてむしろ当然の反応ともいえる。その一方で、ポスティング入札金という形でいわばMLB内の資金が日本球団に流れ出るといふ仕組みについては、その見直しを求める動機を持つこともまた事実であろう。

7 まとめ

(1) 国内移籍と国外移籍の合理性判断は異なる

本稿では、ポスティング制度を中心にNPB選手による海外移籍とその制限の法的効力について検討してきたが、これにより一応の結論を得たように思える。

すなわち、NPB内の移籍制限については、プロスポーツ事業に特有かつ不可欠とされる戦力均衡維持を中心とする目的が正当化され、これを実現させる制限それ自体に合理性が認められる場合がある。もつとも合理性が認められるの

は、事業上の目的を実現させるための必要かつ最小限度の制限に限られる。しかし、実質的対等関係の現実を建前とする団体交渉において制限の内容が決定される場合には、労使自治尊重の要請に基づき、当該交渉経緯を最大限、考慮に入れて合理性を判断すべきである。そして、この場合の合理性判断は制限自体の合理性から制限導入過程の合理性へと比重を移すべきである。⁷²⁾

これに対して、国外の移籍制限については、国内の移籍制限とは異なり、移籍制限それ自体を正当化し、法的効力を与えることは困難であるといわざるを得ない。⁷³⁾ 球団は有効な複数年契約の拘束力をもって安定的な選手の役務提供を期待するほかはない。これが原則である。ただし、実質的に対等な交渉において選手の合意を得た場合には契約満了後の就業制限についても、その法的効力を認めるべきであろう。したがって、制度上、実質的対等な交渉が担保される団体交渉を経て、労働協約として導入される移籍制限については、おしなべてその法的効力を容認するという画一的処理も妥当性を有する。もともと、選手会の意思決定手続きの不備等、協約締結のプロセスに欠陥がある場合、あるいは制限の内容が特定選手の利益を大きく害するなど、選手間の公平性を著しく欠く場合には、なお制限の効力を否定すべきである。⁷⁴⁾ こうした処理はこれまでの労使関係法における法的処理に合致し、またプロスポーツ事業の特質を考慮してもなお、妥当な法解釈であると思われる。

(2) 望ましい制限の模索

① 海外移籍と選手間の利益相反

プロ野球選手会に労使間の不均衡を修正する役割を十分に期待できる現状に鑑みれば、団体交渉における選手会の合意を各選手個人の真の同意と捉えるべきであることは既に述べたが、これを前提とした場合、選手間で利害の対立が生

じることにも留意しなければならない。国外移籍制限の在り方は、選手間の利益相反を生む。仮にMLBへの無償の移籍が一般化すれば、財の流出を懸念する日本球団の選手に対する初期投資が減退するというジレンマを生じさせる。この場合、MLBへの移籍を望む一部の選手の利益がNPB内でプレーする多数の選手の利益を害することになる。その意味ではポスティング制度をはじめ海外移籍に対する一定の制限は、案に相違してNPB選手一般の利益に叶う面がある。加えて、MLBへの移籍制限の強化は、傑出したNPB選手のMLBに対する交渉力を高めることになる一方で、制限の緩和はそうした選手の市場価値を低減させるといふ相関がある。こうした経済学的分析も十分考慮して今後の制限の在り方を模索すべきであろう。

② ポスティング入札金の配分

NPBの発展の観点に加え、選手会の合意を得やすくするためには、ポスティング入札金の使途、あるいは配分について検討する必要がある。入札金の使途については、同制度の存亡に大きく影響するように思われる。しかし、現時点では、ポスティングで得た金額を球団がどのように使用するかにについての明確なルールはない。その入札金の使途は、移籍する選手自身、あるいは同僚の感情面に大きく影響する。もし、入札金がNPB選手の労働条件の全般的な向上あるいは球界の発展に寄与するのであれば、移籍する選手にとっても古巣に対して義理を果たす形になるといえる。こうした義理人情を考慮した仕組みは、日本という土壌においてはかえって歓迎されるかも知れない。こうした点から、入札金の行方は今後の労使交渉において、選手側の同意を得る一つのポイントになるように思われる。

③ 下限付きサラリー・キャップ制度の検討

さて、この度、国内移籍制度の緩和が実現したが、それに続き、今後も国外移籍等を含め、重要な球界改革が実施されていくことになる。その進むべき方向を探るうえで、下限付きサラリー・キャップ制度が労使双方にとって大いに有用である点を指摘しておきたい。下限付きサラリー・キャップとは、リーグの総収益の内、一定割合（たとえば五〇％）を選手の給与に当てるという上限と同時に、下限を設定するものである。労使交渉では、そのリーグの総収益配分の割合についての交渉が主になる。この制度ではリーグの総収益の増減が選手人件費の総額に直接影響するため選手側が球団側とともに事業運営の成功に向けて、合理的努力をする動機を得ることになる。

加えて、このサラリー・キャップ制度のもとでは、海外移籍に対する制限についても、いかなる制度がリーグの利益に適い、他方で選手側の利益が確保されることになるのかという視点で、労使双方の利益のバランスを得た最適の制度が案出される。あらゆる制度改革においてリーグ収益の最大化を目指しつつ、その成果に応じて利益の還元を受けるというパートナーシップにも似た労使関係は、今後のプロスポーツ事業の発展に極めて有用な要素となる。

ただ、選手側にとって看過できない点もある。それは、一部の傑出した選手の利益が時に一般的な選手の利益との相反を生み、選手会内部に対立を生みだす土壤を内包する点である。つまり、サラリー・キャップ制度は、利益相反の構図を従来の労使間から、選手間に移行させる構造を併せもっている。²⁵⁾

いずれにせよ、MLBのグローバル化戦略の突き上げによりNPBが制度改革を余儀なくされている今日、球界の利害関係を明確にした上で、労使の立場を互いに把握、理解し、日本球界発展の基盤を固める作業が不可欠である。こうした環境を機能的に創出するサラリー・キャップ制度には、NPBにおいて良好かつ機能的な労使関係構築への可能性を見出すことができよう。

(3) M L Bとの交渉

先に触れたが、二〇〇九年より国内制度においてはF A資格制限が従来の九年から高校生は八年、その他の選手は七年に緩和されることになった。他方、海外移籍のF A資格については九年が維持され、九年以内の移籍についてはポスティング制度によるという従来の制限がそのまま維持される形となった。今回の結論はポスティング制度の法的な説明を困難にする。なぜなら、ポスティング入札金は球団が選手の保留権を放棄することに対する代償として支払われるという理解がM L B側にあるからである。国内移籍と国外移籍について規制の基準が異なり、しかも国外移籍の方が制限的であるという仕組みは戦力均衡維持を制限の正当理由とみる法的合理性の観点からは、矛盾が生ずる。前述の通り、日本法においてはN P B選手会の合意を得ることで、海外移籍制限の法的効力が正当化される。しかし、このことはM L B側からすれば、N P Bの労使が国際選手市場を制御するために共謀しているとの疑念を抱かせることにもなる。現実に、現行の制限がM L BへのN P B選手の供給量を減退させ、その結果、各選手の市場価値を高めている。加えて、日本国内で保留権の拘束から解かれる選手に対して、なお入札金が必要とする論理を契約法から導くことも困難になる。こうした背景のもと、今回の国内移籍制限の緩和が、ポスティング制度の見直し議論をアメリカで再燃させるきっかけになることが予想される。⁽⁷⁶⁾もつとも現時点ではN P Bの継続的かつ安定的な発展がM L Bの利益にも叶うともいえず、その意味では、M L B側がN P B側の要求に対して、法律論を超えて、賛同する可能性は十二分にあるといえよう。⁽⁷⁷⁾

海外移籍を巡るステークホルダーの利害は意外にも複雑に絡み合っている。その利害対立はN P BとM L B、そしてN P Bの労使間はもとより、N P Bの選手間、そして日米の選手会の間にも生じるのである。日本プロ野球を文化的公財として、今後どのような形で発展させていくのか。N P B労使双方に二〇年、そして五〇年先を見据えたビジョン

が求められている。

- (1) 二〇〇八年度のForbes.com, *The Business of Baseball*によるとアメリカ国内においては、ニューヨーク・ヤンキースおよびボストン・レッドソックスのみの収支が赤字になっているが、これらは人件費の総額制限を超えて支払った総額に対する課徴金が影響しているものであり、実質的な赤字でないことはいうまでもない。二〇〇八年度では、カナダに在籍するトロント・ブルージェイズのみが実質的な赤字計上となっているが、二〇〇七年度はブルージェイズを含むすべての球団が黒字となっている (http://www.forbes.com/lists/2007/33/07MLB_The-Business-Of-Baseball_Prank.html)。
- (2) 球団合併の一年間の凍結および来季の新規球団参入について、労使で折り合いがつかず、二〇〇四年九月一八日(土)と一九日(日)の二日間に渡って選手会によるストライキが実施された。なお、当該ストライキを巡る労働法上の論点については拙稿「プロ野球界の望ましい労使関係構築に向けて」季刊労働法二〇七号一七頁(二〇〇四年)参照。
- (3) 「スポーツビジネス完全解明」週刊東洋経済六一二二五〇頁(二〇〇八年)。
- (4) 古内義明『松坂大輔に二二〇億円の価値はあったのか』成美堂出版、二〇〇七年)など参照。
- (5) <http://sports.espn.go.com/espn/ticket/story?page=darvish> 参照。また、二〇〇八年にMLBシカゴ・カブスに移籍した福留選手の年俸は二〇〇一年にシアトル・マリナーズのイチロー選手の2.5倍にまで高騰した(「スポーツビジネス完全解明」週刊東洋経済六一二二五七頁(二〇〇八年))。
- (6) 現在ボストン・レッドソックスで年俸七億円を得ている松坂選手がNPB時代に西武から受けた年俸は三億三〇〇万円。
- (7) 野球協約六八条。
- (8) 統一選手契約書三二条は「球団が選手と次年度の選手契約の締結を希望するときは、本契約を更新することができる。(1) 球団は、日本プロフェッショナル野球協約に規定する手続きにより、球団が契約更新の権利を放棄する意志を表示しない限り、明後年一月九日まで本契約を更新する権利を保留する」と規定している。
- (9) ただし、次の場合には、選手側から選手契約の解除(解約)をすることができることされている。①球団による報酬支払い条項違反があった場合(野球協約五四条)、②契約保留選手が、参稼報酬減額制限額以上減額した参稼報酬を契約条件として選手契約の更新を申し入れたのに対して、球団がこれを拒否した場合(同七〇条)。

- (10) 野球協約六六条および六八条。
- (11) 野球協約一九六条。
- (12) 以下については、野球協約二〇二条（選手契約の条件）、二〇四条（金銭調停の不請求）、二〇五条（球団の補償）。
- (13) 反復のFAの場合には、前年度年俸の四〇％に加え人的補償、あるいは同年俸の六〇％の移籍補償が必要となる。ちなみに二〇〇三年まで、初回の移籍については前年度年俸の一五〇％、反復場合は五〇％の移籍補償が必要とされていた。
- (14) FA移籍した選手の新所属球団が旧所属球団に支払う補償金も、選手の旧所属球団の年俸順位によって減額または免除されることとなった。具体的には以下の通りである。(1)年俸一位から三位は旧年俸の八〇％（人的補償ありは同五〇％）、(2)同四位から一〇位は同六〇％（同四〇％）、(3)同一二位以下は補償金、人的補償ともなし。
- (15) MLBへの移籍の道を開拓したのは野茂選手であることはよく知られるところであるが、その三〇年前の一九六四年に、南海の投手、村上雅則選手が日本人として初めてMLBでプレーした経緯がある。村上選手は野球留学の形で、サンフランシスコ・ジャイアンツ傘下のマイナーリーグでプレーをしていたのであったが、メジャーに昇格、サンフランシスコ・ジャイアンツの一軍で活躍し、保有権を巡る紛争に発展した。この件においても保留制度および契約論を巡りきわめて興味深い論点を包含しているが、今回は紙幅の関係で割愛することにし、別稿で検討対象としたい。
- (16) 日米間選手契約に関する協定は一九六七年一〇月四日調印とされている。また一九六二年一〇月にアメリカのコミッショナー、フォード・グリック氏と日本側、内村コミッショナーが会合し、相互に相手国の選手保有権を侵さないことを約し、その会談の内容は一九六二年一月一六日に実行委員会に付議され、これが野球協約上の規定とされた。
- (17) 当該規定はアメリカ球団について書かれ、同様の規定が立場を変えて適用されることになっていた。
- (18) 野球協約七八条。
- (19) CBA1990-1993 ARTICLE XX A, Attachment 14, Standard Player Contract 7 (b), 及びCBA 2007-2011, ARTICLE XX A, Attachment 10, Standard Player Contract 7 (b).
- (20) MLBの現役選手として活躍していた選手で日本に移籍した選手も多数存在する。その代表的な選手はモントリオール・エクスポズからFA権の行使によって読売ジャイアンツに移籍したウォーレン・クロマティ選手とアリゾナ・ダイヤモンドバックスから西武ライオンズに移籍したアレックス・カブレラ選手である。ちなみにカブレラ選手がダイヤモンドバックスに在籍した期間は一年であった。

- (21) 一九九六年のBrown事件連邦最高裁判決 (*Brown v. Pro Football Inc.*, 518 U.S. 231 (1996)) によつて、義務的団交事項については、もつぱら労使間で決定すべきであり、反トラスト法の適用は除外される。この Non-statutory Labor Exemption (判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法理) が確立された。同法理の生成経緯の詳細については拙著『プロスポーツ選手の法位地位』(成文堂、二〇〇三年) 七一頁以下参照。
- (22) Marvin Miller, *A Whole Different Ball Game: The Sport and Business of Baseball*, Birch Lane Press, 1991, at 266-267.
- (23) 裁判所、仲裁人などの介入や団体交渉を促さねばならぬと、もつぱら巨人主導でFAが導入されたという日本の経緯は、アメリカにおいては理解困難である。指摘されてくる (William B. Gould IV, *Globalization in Collective Bargaining, Baseball, and Matsuzaka: Labor and Antitrust Law on the Diamond*, 28 Comp. Labor Law Policy Journal 283, 292 (2007))。
- (24) Robert Whiting, *The Meaning of Ichiro*, Warner Books, 2004, at 143-145.
- (25) いずれにせよ、この野茂選手は前例のない形でMLBへの移籍を遂げたわけであるが、理論的には別の形での移籍も可能であった。それはFA取得である。ただ、当時二〇シーズンの稼働が要件となっており、FAでMLB移籍をするためには当時の野茂選手は少なくとも、あと五シーズンのプレーが必要とされていたため、野茂選手にとって現実的な選択肢にはならなかった。もつとも、元オリックスの長谷川滋利選手のように球団との協議、合意の上、何らかの金銭的条件のもとでMLBに移籍するという道も理論的にはありえた。
- (26) Jesse Crew, *In Ichiro's Footsteps: Baseball's Posting System and the Non-Statutory Antitrust Exemption*, 7 Va. Sports & Ent. L. J. 127 (2007)。
- (27) Murray Chass, *Fadres Strike Deal with Team in Japan*, N.Y. Times, Jan. 16, 1997, at B13.
- (28) See Murray Chass, *Trabu of Japan Inching Nearer To the Yankees*, N.Y. Times, Mar. 13, 1997, at B13.
- (29) Robert Whiting at 144.
- (30) 二〇〇六年には一億三六〇〇万ドルの大型契約をシカゴ・カブスとの間に締結してゐる (http://chicago.cubs.mlb.com/news/article.jsp?ymd=20061120&content_id=1743683&key=news_chc&text=isp&c_id=chc)。
- (31) 広島カープは、エージェントの団野村氏に対して二一〇万ドルの損害賠償を請求する訴訟を提起し、その後二〇〇一年二月に和解に至っている。主な和解内容は、団野村氏は球団へ謝罪する、球団は賠償金を請求しないというものである。
- (32) William Gould at 298.

- (33) Elliott Z. Stein, *Coming to America: Protecting Japanese Baseball Players Who Want to Play in The Major Leagues*, 13 *Cardozo J. Intl & Comp. L.* 261, 272 (2005).
- (34) 一九八八年に導入されたこのポストイングにより、タイミンクよくイチロー選手がMLBへの移籍を果たし、他方、オリックス・ブルーウェーブが入札金を得たことから、日本側からの要請で導入されたとの誤解も生じた。
- (35) このように日本球団がポストイングを撤回した場合あるいは三〇日間の独占交渉期間において落札球団との契約が成立しなかった場合には、翌年一月一日まで当該選手はポストイングによって移籍はできないこととなる。
- (36) ポスティング制度が導入された後の二〇〇一年に、アレックス・カブレラ選手はアリゾナ・ダイヤモンドバックスと西武ライオンズとの合意に基づき金銭トレードの形で来日し、現在に至っている。
- (37) 団野村「ポストイングは最良の選択なのか」日経ビジネス NB online 二〇〇六年一月二三日参照。 <http://business.nikkeibp.co.jp/article/ite/20061011/11487/> より入手可。
- (38) See, Larry Whiteside, *Sox Hoping to Get a Rise Out of Checo and Macha*, *Boston Globe*, Dec. 5, 1996, at E6; Jim Allen, *Breaking the Law*, *The Daily Yomiuri*, Jan. 6, 2000, at 24.
- (39) これについては、入札金もCompetitive Balance Taxの対象にすれば良いということになりそうであるが、現実的には極めて困難である。というのは日本球団へ流れる費用がMLB選手の人件費に直接、割り込むことになり、選手会の合意を到底、得られないためである (William B. Gould at 293)。
- (40) 「日米間選手契約に関する協定(一九九八年調印)」一三条。
- (41) ちなみに、日米間選手契約に関する協定一五条には「この協定の内容は、現在および将来の日米両国の法的規制を受ける」との規定がある。
- (42) William B. Gould at 297-298.
- (43) 坂本重雄「プロ野球の選手契約——労働法学の立場から」ジュリー一〇三三頁二三三頁(一九九三年)。
- (44) 独占禁止法における違法性阻却事由、あるいは契約法における競争禁止特約の合理性、および附合約款としての合理性を判断する場合、それぞれ法的根拠は異なるものの、概して同様の観点から合理性が判断されるように思われる。
- (45) これに対して、Jリーグのような開放型リーグは成績に応じてチームの入れ替えが繰り返されるため、戦力の均衡がおのずと図られていることになる。サッカーと野球のリーグ経営の違いを比較検討する文献として Stefan Szymanski and Andrew Zimbalist, *National Postme*,

Brookings Institution Press, 2005 を参照。

(46) 経済学の視点からは、そもそも金銭および人的トレードという制度が存在するのであれば、結局は財力のあるチームがそうでないチームからスター選手を買い取ることになるので、FA制度を導入したからといってチーム間の戦力均衡に影響を与えるわけではなく、選手の年俵に影響を与えるに過ぎない、と説明される。つまり、FA制度の導入によって、利益の分配が球団から選手側にシフトするに過ぎないというわけである。これは、所有権の変更（FA制度）は（選手と球団間の）富の分配に影響するが、資源の配置（戦力均衡維持）には影響しないというコースの定理から導かれる命題である。John L. Fizeal, *Free Agency and Competitive balance: See-Rite Four! What's Wrong with the Business of Baseball?*, 1997 at 61-62 を参照。なお、この論考では実証的分析に基づいて、MLBにおけるFA制度と戦力均衡の崩壊には相関関係はないと結論している。

(47) ポスティング制度は九年間の拘束が法的に維持されることを前提として、その保留権を放棄する代償として球団がポスティング入札金を手にするという仕組みになっている（日米間選手契約に関する協定（二〇〇〇年改定調印）九条）。

(48) プロスポーツ選手への労働法の適用を巡る論点については、「プロスポーツと労働法（シンポジウムⅢ）」日本労働法学会誌一〇八号一〇九頁以下（二〇〇六年）を参照。

(49) プロ野球選手の労務提供の実態が、工場労働者を念頭において制定された労働基準法による規制になじまない部分もある。加えて、労災に対応する自主規定がすでに野球協約に設けられているなどの点に鑑みれば、プロ野球について今から労基法の規制対象とする実体的な意義に乏しい面も否定できない。こうした政策的な配慮が「プロ野球選手を労基法上の労働者とはしない」とする現行の労働行政の態度に表れているようにも思われる。二〇〇八年三月一日より施行された労働契約法を含め、個別的労働法上の労働者性について、プロ化が進む企業スポーツ選手の労働者性との整合も考慮しながら政策的側面からも議論していく必要がある。

(50) 労基法上の労働者性についての検討は、本稿の射程外にあるが、労基法上の労働者性を否定したとしても、労組法上の労働者性が認められている現状に鑑み、労基法を含む労働法の趣旨およびその要請との調和の上で、移籍制限の法的効力を検証する必要があるだろう。

(51) 労働法上の学説では、①対象とされる労働者の地位、②前使用者に就業規制の必要性、③対象職種・機関・地域、④適切な代償をメルクマールとして合理性を判断すべきとされる（土田道夫『労働法概説』弘文堂、二〇〇八年）二六七頁。なお、裁判例は「競業禁止は、たとい合意によるとしても、無制約に許されてはならないものというべきであり、それが許されるのは、それを必要とする合理的理由があるとき、その必要を満たすに必要な範囲でのみ競業を禁止する合意が、正当な手続きを経て得られ、かつ、禁止に見合う正当な対価の存在が認めら

れる場合に限られる」東京貨物社事件(浦和地決平九・一・二七判時一六一八号一五頁)としている。
 (52) 菅野・前掲書一七二一七四頁参照。なお、判例法として発展してきた解雇権濫用の法理は二〇〇三年に労働基準法に明記されるに至り、さらに二〇〇八年より労働契約法に移行された。

(53) 労働契約法に、期間雇用における契約期間中の解雇については「やむを得ない事由」が必要と、明記されるに至った(一七七条)。

(54) この点、民法六二八条の法的性質をいかに捉えるか、つまり同条の強行法規制が重要な論点となる(土田・前掲書一九六頁、および根本到「有期契約期間途中の解雇と民法六二八条の強行法規制」労働法律旬報一六〇一号一〇頁(二〇〇五年)を参照)。

(55) もっとも現時点では経過措置として一年を超える有期契約について、一年を経過した後は、いつでも退職できるとし、労働者側の退職の自由を保障している(労基法一三七条)。

(56) この点、第三者への影響を如何に捉えるかは、競争法政策上、重要な論点になりえる。

(57) もっとも、独占禁止法に違反する規定が直ちに私法上の効力を否定されるわけではない(岐阜商工信用組合事件最判昭五二・六・二〇民集三一巻四号四四九頁)。ただし、労基法一四条の制限は別途問題となる。

(58) 石橋洋「会社間労働移動と競争禁止義務——退職後の労働者の競争禁止義務を中止に——」労働法学会誌八四号一〇五頁(一九九四年)参照。

(59) この解雇権濫用規定は労基法一八条二に新設された後、二〇〇七年成立の労働契約法に移行された。

(60) もっとも、プロ野球選手が労基法上の労働者性を容認されていない現状においては、選手契約に労組法一六条の規範的効力が及ぶか否かの理論的分析が必要となる。

(61) 朝日火災海上保険事件・最一小判平九・三・二七判七二二二七頁、菅野五五六一五五七頁参照。

(62) ところで、二〇〇七年から続いたF.A制度改革を巡る交渉は、新卒の高校生については二〇〇九年以降、八年、その他の大学生、社会人選手については七年に緩和することで、一応の決着を見た。ただし、このたびの移籍制限期間の緩和についても、選手会は、いまだ不十分であるとして合意を留保したのであった。以上の経緯については次のようにみる事ができる。

まず、国内移籍制限については戦力均衡維持を中心とする事業上の正当性がNPBに認められる。仮にNPBおよび選手会間の労使関係が十分機能し、誠実交渉が実施されており、加えて、特定の選手に対する著しい不利益も見当たらないと評価しうる場合には、選手会の合意がなくても、客観的な合理性を認めることで、独占禁止法上の違法性を阻却する、あるいは私法上の効力を容認するという処理が妥当といえる。ただし、国外(あるいはリーグ外)移籍に対する制限については、そもそも事業上の正当な目的を欠く点に鑑み、リーグ内移籍の

ケースとの比較において、より積極的に明確な選手側の合意を得ることが、制限の合理性担保と考えるべきであろう。

- (63) 東京リーガルマインド事件・東京地決平七・一〇・一六労判六九〇号七五頁参照。
- (64) 例えば、MLBの統一選手契約四条（a）など。
- (65) Glenn Wong, *Essentials of Sports Law*, Praeger, 2003, 390-391 参照。
- (66) 連邦反トラスト法の適用には、州をまたぐ規模のビジネス（州際通商）であることが要件となっている。
- (67) 労働組合として選手組合が組織されているアメリカ四大プロスポーツにおいては事実上、選手市場の制限に対する反トラスト法の適用が除外されることになる。なお、各リーグにおける反トラスト法適用の経緯については拙著『プロスポーツ選手の法的地位』九頁以下を参照。
- (68) *Currett v. NFL*, 369 F.3d 124 (2004)。なお、本件の詳細については、拙稿「判例解説」アメリカ法二〇〇六・二〇〇四頁以下（二〇〇七年）参照。
- (69) その他、反トラスト法の域外適用が一つの障害になる可能性について議論されている（William B. Gould at 295-296）。
- (70) *North American Soccer League*, 236 NLRB 1317 enforced 613 F.2d 1379 (5th Cir. 1980)。
- (71) 理論的には、ポスティング制度は（球団への補償が求められる点で）NPB選手の移籍の足かせとなるものであるが、同時にMLB選手の労働条件にも影響するものといえる。なぜなら、ポスティング制度による金銭の海外流出によって、間接的にMLB選手の年俸を下げることになるからである。
- (72) 菅野・前掲書五五六頁参照。
- (73) ここでいう国内制限とはNPB内での移籍を意味している。仮にNPBに肩を並べるプロ野球リーグが今後、日本で生成されれば、本論文にいう国外移籍の解釈が妥当する。なお、MLBをNPBの競業と理解して、一定の移籍の制限に正当性を与える考え方もありえよう。しかし、これは競業の範囲・概念を拡大しすぎる点で支持できない。
- (74) 労働組合の内部関係からいっても、組合員の意見・利益を代表して交渉し、組合員は自己の意思・利器を交渉過程に反映させることができる立場にあるため、その成果である労働協約を裁判所の全面的審査の下に置くことは、対等な交渉を前提とする労使自治の尊重という労働法の趣旨に反することになる。ただし、組合内の意見集約・調整プロセスの公正さを欠く場合、あるいは特定の選手に著しい不利益を与えるような協約については、例外的に規範的効力が否定される（土田・前掲書二一九頁参照）。
- (75) なお、国内の移籍制度制限についてもサラリー・キャップ制度の導入により、その重要性および意義が大きく変容する。というのは、サ

ラリー・キャップ制度により一定の給与総額が保障されるため、F Aが選手の利益を引き上げるといふスローガンを失うことになる。もちろん、F Aにより一部傑出した選手個人の利益が確保されることになるが、それは同時に選手全体に対しての支払いが予定されている給与総額のバイに食い込むことになり、その分、他の選手が割を食うという関係になる。

(76) こうしたケースに対してW T Oあるいは国際取引法の観点からいかなる議論が生じるか、今後検討の必要もあろう。

(77) 以上の点を考慮した場合、N P Bの市場保護をM L Bに求めるというスタンスも検討しなければならない。その際、スタジアムの設置、運営、移転や放映権ビジネスの在り方など、プロスポーツ事業を巡る日米それぞれの法政策、文化的価値観がもたらす市場の相違について、詳細な分析と検討が今後、益々重要になる（こうした分析として、小林至「合併、売却、新規参入。たかが：されどプロ野球！」（宝島社、二〇〇四年）参照）。

追記：

なお、脱稿後、アマチュア選手のM L B移籍に関するニュースがマスコミで大きく取り上げられた。社会人野球で活躍した新日本石油の田澤純一投手がN P Bからのドラフトを回避し、M L Bへの移籍を求め、これに対してN P Bは当該選手の帰国後、二年間はドラフトの対象としない旨の処置をとることとした。この問題は本稿とのかかわりにおいても極めて重要な論点が多数含まれている。これについては近々、別稿で論じることとしたい。